

開 会 午後0時59分

---

●岩崎道郎委員長 ただいまから、建設委員会を開会いたします。

報告事項は、特にございませぬ。

それでは、議事に入ります。

最初に、議案第5号 札幌市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●岩崎道郎委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませぬか。

●佐々木明美委員 私は、日本共産党所属委員を代表し、議案第5号 札幌市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例案に反対の立場で、討論を行います。

この条例は、都市計画の変更に伴い、北6条東3丁目周辺地区の高さ制限を60メートルから100メートルへと緩和するものです。

本市では、建築基準法に基づき、日影規制などを行っていますが、当該地区は、商業地区であるため、日影規制の対象外となっています。

高さ制限の緩和は、さらなる高層建築物を誘導することにつながり、複数のビルが建設されることによる複合日影などの影響が懸念されます。また、ビル風による風害や冬期間の路面凍結、防災の面から、住環境と都市環境の悪化も懸念されることから、反対です。

以上で、討論を終わります。

●岩崎道郎委員長 ほかに討論はございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●岩崎道郎委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第5号を可決すべきものと決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

●岩崎道郎委員長 賛成多数であります。

よって、議案第5号は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 財産の処分の件議決変更の件(工業団地用地)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●岩崎道郎委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●岩崎道郎委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第6号を可決すべきものと決定することにご異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●岩崎道郎委員長 異議なしと認め、議案第6号は、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員会を閉会いたします。

---

閉 会 午後1時1分